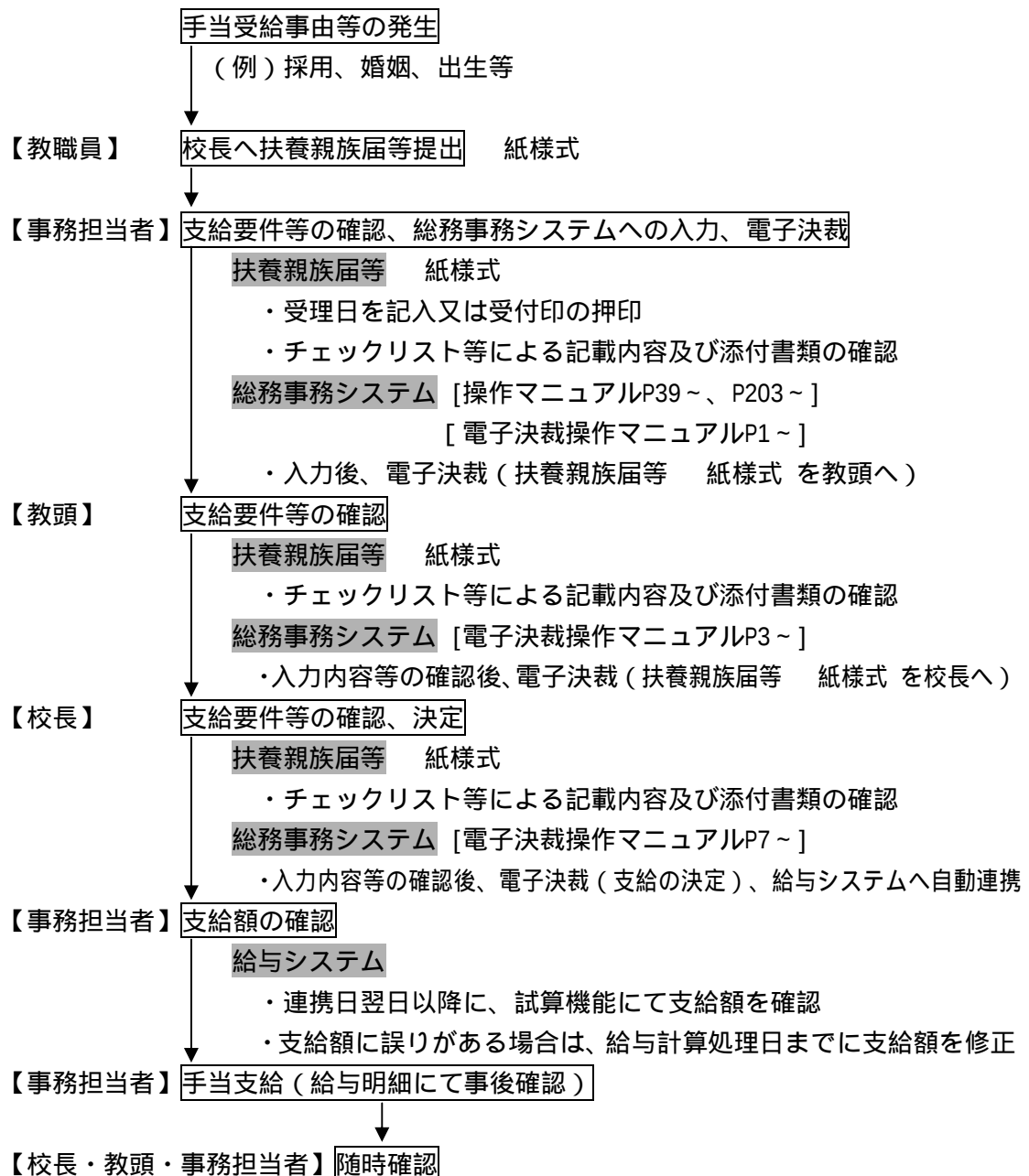


総務事務システムによる扶養手当の認定について

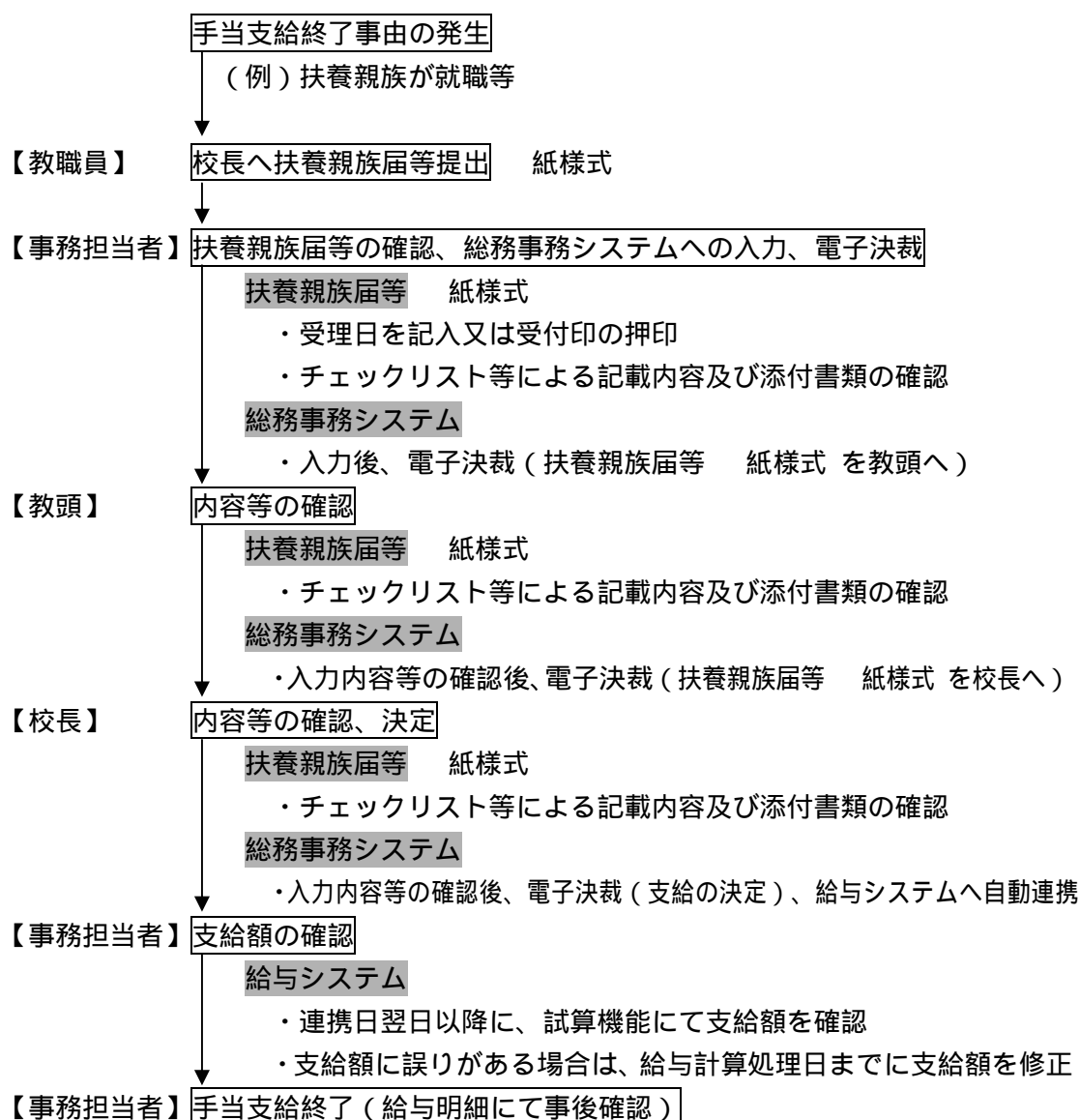
扶養手当

扶養親族を有する職員に対し、月額で支給される手当

扶養手当の支給・改定手続



扶養手当の支給終了手続（支給対象外となる場合）



扶養親族簿の整備

- ・扶養手当の支給・改定・終了手続の電子決裁後、自動生成される。
- ・扶養親族の子が、
満15歳に達する日以後の最初の4月1日からの加算を受ける場合、
満22歳に達する日以後の最初の3月31日を迎え支給終了する場合は、
それぞれの該当時期に扶養親族簿が自動生成され、給与システムへも自動連携される。

その他

扶養親族届及び添付書類のチェックポイントをまとめた「扶養親族届チェックリスト」を参考資料として配布しているので、事務の参考にしてください。

扶養親族届の様式については、各教育事務所で配布しているほか、「兵庫県公立学校教職員給与関係ファイル集」に掲載しているので、適宜ダウンロードし利用してください。

認定事務に際して疑義が生じた場合は、教育事務所の相談窓口へ問い合わせてください。